

第46号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年6月12日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第26条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

第29条第1項の表第7号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年蒲郡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第18項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。